

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月22日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第27号

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成11年静岡県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(ばい煙量等の測定)</p> <p><b>第9条</b> 条例第22条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定<u>及び</u>その結果の記録は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>いおう酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料のいおう含有率の測定は、別表第2の備考に掲げるいおう含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料のいおう含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 前各号の測定の結果は、様式第7号によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。</p>	<p>(ばい煙量等の測定)</p> <p><b>第9条</b> 条例第22条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定<u>並びに</u>その結果の記録<u>及び</u>保存は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前各号の測定の結果は、様式第7号によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。<u>ただし、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、ばい煙量等測定記録表の記録に代えることができる。</u></p>
<p>(排水水の汚染状態の測定)</p> <p><b>第20条</b> 条例第46条第1項の規定による排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定<u>及び</u>その結果の記録は、次に掲げるところにより行うものとする。</p>	<p>(排水水の汚染状態の測定)</p> <p><b>第20条</b> 条例第46条第1項の規定による排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定<u>並びに</u>その結果の記録<u>及び</u>保存は、次に掲げるところにより行うものとする。</p>

(1) 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について、当該排水基準の検定方法により行うこと。

(2) 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法により行うこと。

(3) 測定の結果は、様式第10号による水質測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。

別表第2 (略)

ばい煙の排出基準

(1) 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第9号別紙4により届け出たものについては年1回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

(2) 前号の測定は、別表第7備考に掲げる検定方法により行うこと。

(3) 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち、様式第9号別紙8により届け出たものについては年1回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

(4) 前号の測定は、第19条の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める検定方法により行うこと。

(5) 測定のための試料は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

(6) 第1号及び第3号の測定の結果は、様式第10号による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法第107条の登録を受けた者から同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合（同法第107条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、水質測定記録表の採水者、分析者及び測定項目に係る事項（当該証明書に記載されたものに限る。）の記録を省略することができる。

(7) 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第107条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに3年間保存すること。

別表第2 (略)

ばい煙の排出基準

1 いおう酸化物の排出基準

いおう酸化物の排出基準は、次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \text{He}^2$$

注

- (1) q は、いおう酸化物の量（温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）をいう。
- (2)・(3) (略)
- (4) いおう酸化物の排出基準は、別表第1の項に掲げる施設であって、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の中欄に該当するものについては、適用しない。

付表

(略)
備考
1 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される <u>いおう酸化物</u> の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される <u>いおう酸化物</u> の量として表示されたものとする。
(1) 規格K0103に定める方法により <u>いおう酸化物濃度</u> を、規格Z8808に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定する方法
(2) 規格K2301、 <u>規格K2541</u> 又は規格M8813に定める方法により燃料の <u>いおう含有率</u> を、 <u>規格Z8762</u> 又は <u>規格Z8763</u> に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
(3) 大気汚染防止法施行規則別表第

1 硫黄酸化物の排出基準

硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \text{He}^2$$

注

- (1) q は、硫黄酸化物の量（温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）をいう。
- (2)・(3) (略)
- (4) 硫黄酸化物の排出基準は、別表第1の項に掲げる施設であって、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の中欄に該当するものについては、適用しない。

付表

(略)
備考
1 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される <u>硫黄酸化物</u> の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される <u>硫黄酸化物</u> の量として表示されたものとする。
(1) 規格K0103に定める方法により <u>硫黄酸化物濃度</u> を、規格Z8808に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定する方法
(2) 規格K2301、 <u>規格K2541-1</u> から <u>規格K2541-7</u> まで又は規格M8813に定める方法により燃料の <u>硫黄含有率</u> を、 <u>規格Z8762-1</u> から <u>規格Z8762-4</u> までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
(3) 大気汚染防止法施行規則（昭和

<p>1の備考3に定める方法により測定する方法</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>46年厚生省、通商産業省令第1号</u>別表第1の備考3に定める方法により測定する方法</p> <p>2 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p><b>別表第9 (略)</b></p>	<p><b>別表第9 (略)</b></p>
<p>特定工場等及び特定作業工場等において発生する騒音の規制基準</p> <p>(略)</p>	<p>特定工場等及び特定作業工場等において発生する騒音の規制基準</p> <p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 デシベルとは、計量法<u>(平成4年法律第51号)</u>別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。</p> <p>5・6 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第6号までの規定中「規格」を「日本工業規格」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm <sup>3</sup> /h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(Nm <sup>3</sup> /h)					
ばいじん		(g/Nm <sup>3</sup> )					
塩素		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
塩化水素		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
フッ素及びフッ化水素		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
鉛及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )					

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 2 硫黄酸化物の量の測定について、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第2の第1項の付表備考1(2)に掲げる方法により行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- 3 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定について規格K2301、規格K2541-1から規格K2541-7まで若しくは規格M8813に定める方法により行う場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認する場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

様式第 8 号から様式第22号までの規定中「規格」を「日本工業規格」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。